

### 三重県告示第 10 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請がありましたので、同法第 15 条第 4 項の規定に基づき告示するとともに、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を縦覧に供します。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、三重県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成 28 年 1 月 5 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地  
三重中央開発株式会社  
代表取締役 金子 文雄
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
三重県伊賀市予野字鉢屋 4631-1 番地 他 8 筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
  - (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 12 号）
  - (2) 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号の 2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
  - (1) 産業廃棄物  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん及び処分するために処理したもの
  - (2) 特別管理産業廃棄物  
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物及び特定有害産業廃棄物（鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むものに限る。）、ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むものに限る。）、燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むものに限る。）、廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び 1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むものに限る。）、廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキ

サン及びダイオキシン類を含むものに限る。))

5 申請年月日

平成 27 年 12 月 18 日

6 縦覧場所

津市広明町 13 番地 三重県環境生活部廃棄物・リサイクル課

伊賀市四十九町 2802 三重県伊賀地域防災総合事務所環境室

伊賀市上野丸之内 116 伊賀市人権生活環境部市民生活課

伊賀市治田 3547-11 伊賀市人権生活環境部環境政策課

7 縦覧期間

平成 28 年 1 月 5 日（火）から同年 2 月 5 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

8 意見書の提出期間、提出先及び記載事項

(1) 提出期間

平成 28 年 1 月 5 日（火）から同年 2 月 19 日（金）まで

郵送による場合は、平成 28 年 2 月 19 日（金）までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。

(2) 提出先

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県環境生活部廃棄物・リサイクル課

〒518-8533 伊賀市四十九町 2802

三重県伊賀地域防災総合事務所環境室

(3) 記載事項（日本語で記載するものとする。）

氏名、住所、対象事業の名称及び生活環境保全上の見地からの意見